

一般社団法人つくば市スポーツ協会補助金交付規程

令和2年4月1日
スポーツ協会規程第22号

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人つくば市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）加盟団体等のスポーツ振興事業を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金の取扱いについては、この規程に定めるものとする。

(補助金の交付基準)

第2条 補助対象事業、補助金の額等、補助金の具体的な交付基準は、別表補助金交付基準に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第3条 加盟団体等が補助金の交付を受けようとするときは、つくば市スポーツ協会補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、一般社団法人つくば市スポーツ協会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）

(補助金の交付決定通知書)

第4条 会長は、加盟団体等から補助金の交付申請があったときは、事業計画の内容等を審査の上、適正であると認められた場合は、つくば市スポーツ協会補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(補助金の概算払い)

第5条 加盟団体等が行事毎に、概算により補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払い請求書（様式第5号）に行事別予算書（様式第6号）を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 加盟団体等は、前項にかかる行事が終了したときは、速やかかに行事別収支決算書（様式第7号）を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 加盟団体等は、当該年度の事業が完了したときは、速やかにつくば市スポーツ協会補助金事業実績報告書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）

- 2 当該年度の補助金が確定次第、確定通知書（様式第11号）を送付する。

(補助金の返還等)

第7条 会長は、申請者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取消し、補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正の手段により、補助金の交付を受けようとするとき又は受けたとき
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- (3) その他この規程の規定に違反したとき

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日より改正施行する。